

議会だより

54年度決算を認定 定例会
運動広場用地を取得 臨時会

昭和五十五年第四回定例村議会
は、十二月十日から十九日までの
会期十日間で開かれました。
付議された議事は十四件で、そ
れぞれ原案のとおり議決されまし
ました。

十四件は、昭和五十四年度各会計
の決算が四件、条例制定三件、各
会計の修正予算三件、一部事務組
合等の規約改正二件、村界変更及
び関連案件二件の合計十四件であ
りました。

(以下 概要)
○ 議案第三十七号 事務委託に關
する規約の改正



年頭所感

月瀧村議会議員
小林 昌二

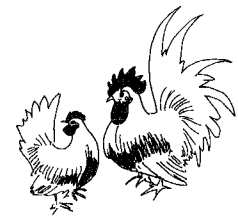
新年あけまして
おめでとうございます。
年頭にあたり、一言ごあいさつ
を申し上げます。
昨年は、八〇年代を占う選挙史
上最初の衆・参同時選挙によって
自民党の勝利に帰し、国政の進路
が定まったところであり、
昭和五十六年度の国の予算策定の段
階では、公共事業の抑制、国民負
担の増大と財政立直しに懸命に取
組んでおります。

木村においても、補助事業の目
玉である農村総合整備モデル事業
費も予定枠が削られた事は過々に
周知のとおりであり、この
中で、村民待望の運動広場用地が
確保されました。
昭和五十六年度においても、国の
行政要求を満たすことは困難にな
って行くと思われる中で、一方に
おいて水田転作面積の増加に伴う
農家経済の圧迫、主として世界経

済に起因するところの原材料費の
値上げ、国の財政再建の掛声から
くる公共料金の増大等を全て村民
がそとして村が背負って行かなけれ
ばならない厳しい年となってまい
っております。
このような状況下になつてお
る基礎投資を高める事業として、東
部用水路改修、農業構造改善事業、
農村総合整備モデル事業、運動広
場の完成、工場再配置補助金事業
等々の幾多の補助事業の推進、導
入と効率の高い行政の配分が旧
来にも増して必要性が高まってお
ることを考えられるところで、我
々議会といたしましては村民各位
の御支持と御協力の基に村政の現
状について充分認識を深めつつ、
大所、高所の見地に立って、村政

村全ての議決が必要であつたもの
を、今回二村間だけで一部分を直
すものであり、瀧東村地籍分約五
万五千九百平方メートルを月瀧村地籍に
なすものであります。
○ 議案第四六号 財産処分
本件は、議案第四六号の関連で
村界変更地域の瀧東村財産を本村
が引き継ぐものであります。
これは、具体的に「な」があ
るといふものでなく、附帯的な議
件であり、地籍財産権の権原的趣
旨からくるものです。
○ 議案第四七号 一般会計
本件は、昭和五十五年一般会計
修正予算で才出共二八七二一
六千円を追加し、総額を十億一
一八万円とするものであり、才
人の主なものは、村税一百万円、
地方交付税一千万円、国県支出
金九千四百四十四円、財産売却収入一
百六十五千円、預金利息二百一十
三千円、村債一三四〇万円、その
他であります。

組合長や農協指導員を農地流
動化推進員に委嘱しておりますの
で人手が足りなくなつて貸し手もよい
という方は、安心して農地を貸せ
る制度ですから、ぜひ近くの委員
又は農業委員会、村にご相談くだ
さい。



第三回臨時村議会が十二月二六
日に議件一件で開かれました。
○ 議案第五一号 財産取得
本件は、大見出しの土地を取得
するもので、大字西萱場内、敷
地総面積一万三千八百九平方米、
取得予定 九一九一万六千円、
地権者六名(佐藤徳松、田中喜一
北勇作、関本情市、田中勇および
大蔵省、敬称略)です。

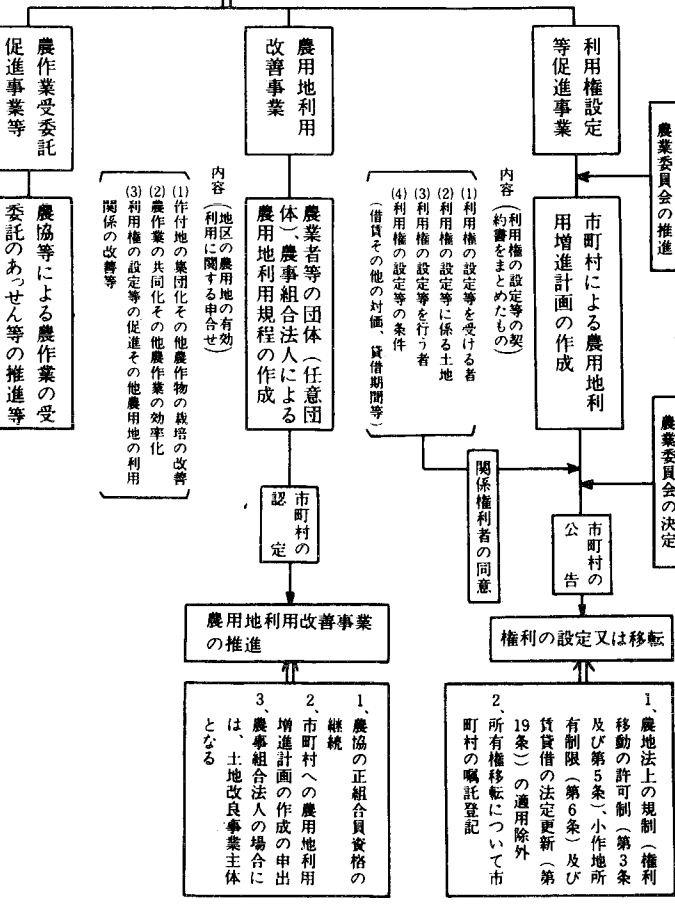
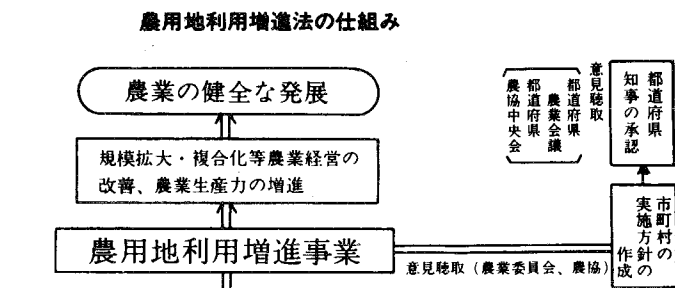
第三回臨時村議会が十二月二六
日に議件一件で開かれました。
○ 議案第五一号 財産取得
本件は、大見出しの土地を取得
するもので、大字西萱場内、敷
地総面積一万三千八百九平方米、
取得予定 九一九一万六千円、
地権者六名(佐藤徳松、田中喜一
北勇作、関本情市、田中勇および
大蔵省、敬称略)です。

担い手農家の
育成に一役

初年度は十一、五haが軌道に

新しい増進事業で更に
利用集積に期待

昨年より取り組みました
農用地高度利用促進事業で農用地
利用増進事業による賃借権の設定
面積が十一、五haもあり十二月二
十日に公告(契約)いたしました。
この事業は、農地を購入したり
借り受けての経営規模を拡大して
農業一本で自立経営をめざしてい



農家や、一方では兼業や他の部
門の拡大のために手持ちの農地に
十分手が回らなくなり農地を貸し
てもよいと考へて「貸したら返
りません。しかし「貸したら返
らなくなるのではないかと……」
という農地改革の後遺症もあつて
なかなか進まなく、このことが労
力不足などから不作付地、放任農
地となつたりしてせっかくの農地
が十分活用されなくなつていま
りあります。このようなことか
ら村と農業委員会が促進役となり
農地流動化推進員を中心に農地の
貸し手、借り手をそれぞれ戸別訪

発展させ、地域の実情に応じ農用
地の有効利用及び農業経営規模の
拡大と地域農業の組織化及び地域
農業諸資源の有効利用を促進する
ための事業を総合的に推進しよ
うとするもので、現在事務局段階で
作成、検討いたしているところで
す。新しい農用地利用増進事業の
仕組みは別表のとおりであります
が、今後、農家の皆さん方の十分
な理解を得つつ本事業が地域の条
件に応じて十分に活用されること
を切望いたします。

組合長や農協指導員を農地流
動化推進員に委嘱しておりますの
で人手が足りなくなつて貸し手もよい
という方は、安心して農地を貸せ
る制度ですから、ぜひ近くの委員
又は農業委員会、村にご相談くだ
さい。